

事務連絡
令和7年12月26日

各府省庁担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳カードの有効期間の満了について（周知）

平素より住民基本台帳制度の円滑な運用に御理解賜り感謝申し上げます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「整備法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の改正により、改正前の住基法に規定する住民基本台帳カードは廃止されましたが、整備法第20条第1項において平成27年12月31日以前に交付された住民基本台帳カードについては、なお従前の例によることとされました。

今般、令和7年12月31日をもって、すべての住民基本台帳カードの有効期間が満了となりますので、周知いたします。

各府省庁におかれましては、所管制度に係る規則、ガイドライン等において、本人確認書類として住民基本台帳カードを認めている場合には、当該規則、ガイドライン等の改正を検討いただくとともに、その旨の関係機関及び関係地方公共団体等に対して周知願います。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課

吉田係長、杉浦主査、西島事務官

電話：03-5253-5517

メール：juki@soumu.go.jp